第四款　外国為替リスク・カテゴリー

（外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額）

第二百六十九条　第二百五十八条第三号に掲げる外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、金及び外国為替のポジション（財務諸表上、取得価額で表示されている外貨建ての長期にわたる出資等に係るポジションを除く。）を対象とし、次条に定める方法により算出する全体のネット・ポジションの額に八パーセントを乗じて得た額とする。

（外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法）

第二百七十条　第二百五十八条第三号に掲げる外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

一　通貨ごとに、次のイからホまでに掲げる項目（連結子法人等及び支店が保有するポジションについては、内部管理上保有することができる外国為替持高の限度額をネット・ポジションの額とみなすことができる。）を合計する。ただし、金のポジションについては、標準的な測定単位（オンス）で表示し、円に換算してネット・ポジションの額を算出するものとし、ニに掲げる項目については、リスク管理上必要がないと認められる場合においては、合計の対象としないことができる。

イ　ネット直物ポジションの額（未収利息及び未払利息を含む通貨ごとの資産と負債の差額をいう。）

ロ　ネット先物ポジションの額（通貨スワップの元本のうち直物ポジションに含まれないものを含む先物為替取引の将来受取額と将来支払額の差額をいう。）

ハ　実行を求められることが確実な保証（これと類似の取引を含む。）であって、求償しても回収の見込みがないものの額

ニ　ロに該当するもの以外の将来発生する受取額又は支払額であって、既に完全にヘッジが行われているものの額

ホ　その他為替損益の額

二　前号において算出した通貨ごとのネット・ポジションの額をロング・ポジションとショート・ポジションの別に分けてそれぞれについて合計する。

三　次に掲げるイ及びロの額を合計し、全体のネット・ポジションの額を算出する。

イ　前号において得られたすべての通貨のロング・ポジションの額の合計額又はショート・ポジションの額の合計額のいずれか大きい額

ロ　金のネット・ポジションの額

第五款　コモディティ・リスク・カテゴリー

（コモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額）

第二百七十一条　第二百五十八条第四号に掲げるコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、コモディティ（金を除く。）及びその派生商品取引並びにそのオフ・バランスのポジション（以下「コモディティ等」という。）を対象とし、コモディティ等のネット・ポジションの額に十五パーセントを乗じて得た額及び当該コモディティ等のロング・ポジションの額とショート・ポジションの額の合計額に三パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

2　前項の規定によりマーケット・リスク相当額を算出する際には、標準的な測定単位（バレル、キログラム、グラムその他の単位であって、コモディティ等ごとに標準的に用いられるものをいう。）で表示された、各コモディティ等のネット・ポジションを円に換算するものとする。この場合において、ポジション間で相殺するためには、同一のコモディティ等の間又は相互に決済するために引渡し可能なコモディティ等の間において、直近の一年間又はそれ以上の期間の価格変動間の相関係数が〇・九以上でなくてはならない。

第六款　オプション取引

（オプション取引のマーケット・リスク相当額）

第二百七十二条　第二百五十八条第五号に掲げるオプション取引及びその関連の原資産のポジション（以下「オプション取引等」という。）に係るマーケット・リスク相当額は、これらを一体として、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法を用いて算出するものとする。

一　オプション取引のうちオプションの取得のみを行う最終指定親会社等　簡便法

二　デルタ（原資産価格の微小な変化に対する当該オプション取引等の価格の変化の割合を表す数値をいう。第二百七十四条において同じ。）、ガンマ（原資産価格の微小な変化に対する当該オプション取引等のデルタの変化の割合を表す数値をいう。第二百七十四条において同じ。）及びベガ（原資産価格のボラティリティ（オプション取引における原資産価格の予測変動率をいう。第二百七十四条及び第二百八十条において同じ。）の微小な変化に対する当該オプション取引等の時価額の変化の割合を表す数値をいう。第二百七十四条において同じ。）の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、保存する場合　デルタ・プラス法

三　第二百七十五条の承認を受けた場合　シナリオ法

（簡便法）

第二百七十三条　簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算出したマーケット・リスク相当額の合計額とする。

一　現物のロング・ポジションとプット・オプションのロング・ポジションを組み合わせた場合又は現物のショート・ポジションとコール・オプションのロング・ポジションを組み合わせた場合

　原資産の市場価値（キャップ、フロア、スワップションその他の原資産の市場価値が零となりうる商品については、名目価値を用いる。）に、原資産に係る個別リスクのリスク・ウェイト及び一般市場リスクのリスク・ウェイトの合計を乗じて得た額をマーケット・リスク相当額とする。この場合において、イン・ザ・マネーのオプションの市場価値（残存期間等が六月超のオプション取引については、ストライク・プライスを先物価格と比較する。これができない場合は、イン・ザ・マネーの市場価値は零とする。なお、トレーディング業務に係る取引に含まれない外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産を評価する場合においては、帳簿価額を用いることができる。）は、当該乗じて得た額を限度として、当該乗じて得た額から控除することができる。

二　コール・オプションのロング・ポジションのみの場合又はプット・オプションのロング・ポジションのみの場合　原資産の市場価値に原資産に係る個別リスクのリスク・ウェイト及び一般市場リスクのリスク・ウェイトの合計を乗じて得た額又はオプションの市場価値のうちいずれか小さい額をマーケット・リスク相当額とする。

（デルタ・プラス法）

第二百七十四条　第二百七十二条第二号のデルタ・プラス法を用いる場合、オプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、第二号のガンマ・リスク及び第三号のベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額とし、デルタの取扱いについては、第一号に掲げるものとする。

一　デルタの取扱いについては、各オプション取引の原資産のポジションにデルタを乗じて得たものを、第二款から前款までの各リスク・カテゴリーにおいて、想定上のポジションとみなし、他の取引と同様にマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

二　ガンマ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の算出方法は、次のイからハまでに掲げるものとする。

イ　各オプション取引等について、次の算式によりガンマ・インパクトを算出する。

$$ガンマ・インパクト = 1/2 \times ガンマ \times VU^2$$

（VU：次の表の上欄に掲げる原資産の区分に応じ、同表の下欄に定める算出方法により算出した値とする。）